主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人渡部史郎の上告趣意第一は、憲法三一条違反をいうが、歯科医師法一七条にいう「歯科医業」の意義が不明確であるということはできないから、所論は前提を欠き、同第二は、判例違反をいうが、引用の判例は所論の趣旨の判断を示したものではないから、所論は前提を欠き、同第三は、単なる法令違反の主張であり、また、同第四は、憲法一四条違反をいう点を含めて、その実質は量刑不当の主張であって、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

## 昭和五五年七月四日

## 最高裁判所第三小法廷

| 郎 | 治  | 田 | 寺 | 裁判長裁判官 |
|---|----|---|---|--------|
| _ | 昌  |   | 環 | 裁判官    |
| Ξ | 大  | 井 | 横 | 裁判官    |
| 己 | īF | 蔝 | 伊 | 裁判官    |